

寒川町国際交流基金条例新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、第2条に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、<u>これ</u>を処分することができる。</p> <p><u>2 前項の処分することのできる額は、第5条の規定により基金に編入された収益金額に相当する額の範囲内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(処分)</p> <p>第7条 基金は、第2条に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、<u>その全部又は一部</u>を処分することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削る)</u></p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>